常総市不登校児童生徒支援事業

公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年10月
常　総　市

1　趣旨

この実施要領は、「常総市不登校児童生徒支援事業（以下「本業務」という。）」の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

(1)業務名

常総市不登校児童生徒支援事業業務委託

(2)就業場所

常総市適応指導教室（かしのきスクール）及び常総市立小中学校

(3)業務内容

①不登校状況にある児童生徒やその保護者の心的ケア（コーチング）の実施

②不登校児童生徒に対する学習支援の実施

(4)業務履行期間

契約締結の翌日から令和９年３月 31 日

(5)業務委託料の上限額

2,064,000 円　（消費税等を含む）※見積上限価格を超える提案は失格とする。

3　選定方法

選定方法は、本実施要領に記載する企画提案書等を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な候補者の選定を行う公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）とする。

4　担当部署

常総市教育委員会指導課　（常総市役所　石下庁舎内）

所　在　地：〒300-2793 常総市新石下 4310 番地１

電　　話：0297-44-6345

電子メール：kyouishido@city.joso.lg.jp

5　参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けたものであること。

④ 常総市暴力団排除条例（平成 24 年常総市条例第４号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑤ 企画提案書等の提出時点において、国及び地方公共団体から指名停止等の処分を受けていないこと。

⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。

⑦ 破産開始決定の宣告を受け復権しない者でないこと。

(2) 応募条件

① 提出書類は、１事業者（共同事業体の構成員も含む。）につき１案とする。

② 共同事業体で応募する場合は、名称を設定し代表者となる団体等を選定すること。なお、代表団体等及び構成員の変更は、原則として認めない。

6 プロポーザル実施スケジュール

・募集の開始（ホームページ公示の日） 令和８年 11 月 ２日（月）
・質問の受付期限 令和８年 11 月 13 日（金）まで
・質問の回答 令和８年 11 月 20 日（金）まで
・企画提案書の提出期限 令和８年 12 月 ４日（金）まで
・１次審査（書類審査） 令和８年 12 月 ７日（月）
・１次審査の結果通知 令和８年 12 月 ９日（水）
・２次審査 令和８年 12 月 18 日（金）
（プレゼンテーション及びヒアリング）
・２次審査の結果通知 令和８年 12 月 22 日（火）
・契約交渉期間 令和８年 12 月中
・業務開始 令和９年１月 12 日（火）

7 実施要領及び仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問事項を記載した質問書（様式４号）を添付した電子メールの送信による。

(2) 提出先

本要領第４条へ掲載の担当部署電子メールアドレスとする。

(3) 受付期限

令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで

(4) 回答方法

令和８年 11 月 20 日（金）までに質問回答書として取りまとめ、随時常総市ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり、質問をした者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

(5) その他

① 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。

② 回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。

③ 回答内容は、募集要領等の追加又は修正とみなす。

8　企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記の提出書類等を提出すること。

(1) 企画内容

下記について、企画提案書を作成すること。

① 会社の提案方針

② 本業務において実施する具体的な支援方法について

③ 本業務に係る各種講師（保護者へのコーチング、生徒への学習指導、カウンセリング等）の指導力について

④ 本業務に係る各種講師を対象とする研修体制及び講師の管理体制について

⑤ 不登校児童生徒の支援充実に向けてのコーディネーター業務と危機管理体制について

(2) 提出書類の様式および部数

①企画提案書　８部　　（指定様式なし）

②会社概要　　８部　　（指定様式なし）

③受託実績　　８部　　（指定様式なし）

④見積書　　８部　　（指定様式なし）

⑤プレゼンテーション用電子データ（PDF ファイルとする）

(3) 提出期間

令和８年 12 月４日（金）午後５時まで

(4) 提出方法

「(2)①から④」については、持参又は郵送により、「４　担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前８時 30 分から午後５時までに提出すること。また、郵送の場合は一般書留又は簡易書留により提出期間内に必着のこと。

「(2)⑤」については、メール等で「４　担当部署」へ提出すること。

9　説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は行わない。

10　審査方法および審査基準

(1)　審査基準

常総市が設置する、常総市不登校児童生徒支援事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で定めた評価基準（11 評価項目及び配点を参照）によるものとする。

(2)　審査方法

審査は、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づいて、総合的に審査する。ただし、本プロポーザルへの参加申込が６者以上あった場合、委員会において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を５者程度に選定する場合がある。

プレゼンテーションは、１者につき 20 分間とし、その後 20 分程度の質疑応答を行うものとする。なお、プレゼンテーションに参加できる担当者は、１者につき３名以内とする。

11　評価項目及び配点

	審査項目	審査内容	配点
内容評価点 （100 点）	1　会社の提案方針 〈提案説明事項 A〉	提案された業務内容等は本市の求める事業目的を理解し、適切に定められているか。	１０
	2　本事業に係る児童生徒への学習支援業務実績 〈提案説明事項 B〉	不登校児童生徒を対象とする学習支援業務実績を過去３年以上有しているか。	１０
	3　本事業に係る児童生徒への学習支援業務内容 〈提案説明事項 B〉	不登校児童生徒を対象とする学習支援業務内容は、児童生徒が学習に前向きに取り組める内容になっているか。	１０
	4　本事業に係る保護者を対象とするコーチング・教育相談等の業務実績 〈提案説明事項 B〉	不登校児童生徒の保護者を対象とするコーチングや教育相談等の業務実績を過去３年以上有しているか。	１０
	5　本事業に係る保護者を対象とするコーチング・教育相談等の業務内容 〈提案説明事項 B〉	不登校児童生徒の保護者を対象とするコーチングや教育相談等の業務内容が、保護者のニーズに沿った内容になっているか。	１０
	6　各種講師を対象とする研修体制 〈提案説明事項 C〉	児童生徒の実態に応じた学習支援やカウンセリング、保護者への適切なコーチングを行うための研修を行っているのか。	１０
	7　各種講師の管理体制 〈提案説明事項 C〉	業務評価を適切に実施し、評価の結果をどのように活用しているか。	１０
	8　コーディネーターの業務の内容と業務計画 〈提案説明事項 D〉	常総市立小中学校及び教育委員会に対する連絡･サポート体制が充実しているか。	１０
	9　危機管理体制 〈提案説明事項 D〉	欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する管理体制や保障内容は適切か。	１０
	１０　価格の適正さ	提案事業の内容を踏まえ、提案価格が本業務の予算内で適正な価格に設定されているか。	１０

※審査結果における合格基準は、審査委員の合計得点の６割以上とし、合格基準に達するものがいない場合は、審査は行わないものとする。

12　契約手続

(1)　仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、常総市契約規則に基づき契約を締結するものとする。

(2)　企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。

(3)　優先交渉権者が「５　参加資格要件等」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結ができない場合は、次順位交渉権者と契約の交渉を行うものとする。

13　失格となる提案者

(1)　資格要件を満たさなくなった場合

(2)　企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(4)　見積額が業務委託料上限額を超えている場合

(5)　選考の公平性を害する行為があった場合

(6)　審査に対し不当な要求を申し入れた場合

(7)　審査委員会委員に個別に接触した場合

(8)　他者の提案書等を盗用した疑いがある場合

(9)　前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

14　その他留意事項

(1)本プロポーザルに係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。

(2)提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3)提出書類の返却は原則行わない。

(4)提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。

(5)提出書類等に記載された個人情報は、本業務の候補者選定のみに使用し、その目的以外には一切使用しない。

(6)本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 条）によるものとする。

(7)本件に関わる情報公開請求があった場合は、常総市情報公開条例(平成 13 年水海道市条例第 17 号)に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(8)審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(9)参加者数は１者以上とし、１者に満たないとき若しくは評価基準に満たない場合は中止とする。

15　問い合わせ先

常総市教育委員会指導課　担当：大里　修史
〒300-2793 常総市新石下 4310 番地１　（常総市役所　石下庁舎内）
電話 0297-44-6345　FAX 0297-44-7646
電子メール　kyouishido@city.joso.lg.jp